

社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会 会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項の規程に基づき、会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 組織構成会員 本会の趣旨・目的に賛同して、本会の基本的な構成員となり、その運営、事業に参加する団体・機関または個人であって、次の領域のいずれかに属するもの。本会評議員の選出母体となる。
 - <領域I>住民代表的な性格のつよいもの
 - <領域II>福祉専門機関・団体的性格のつよいもの
 - <領域III>当事者団体的性格のつよいもの
 - <領域IV>関連分野団体
 - <領域V>その他、学識経験者等
- (2) 住民会員 本会の趣旨・目的に賛同して、その事業に参加・協力する個人・世帯とする。
- (3) 賛助会員 本会の趣旨・目的に賛同して、支援する個人または法人及び事業所など。

(入会)

第3条 本会の組織構成会員として入会を希望する団体・機関は、別に定める申込書(別紙様式1)を提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 住民会員、賛助会員については、会費の納入をもって入会したものとみなす。

(会費)

第4条 会費は、次に定めるとおりとする。

- (1) 組織構成会員 年額1口 5,000円
- (2) 住民会員 年額1口 500円
- (3) 賛助会員 年額1口 1,000円

2 即納の会費は返納しない。

3 次に掲げる会員からは会費を徴収しないことができる。

- (1) 行政機関
- (2) 学識経験者
- (3) その他、理事会の同意を得た会員

(報告等)

第5条 本会は組織構成会員に対し、次の事項を実施するよう努める。

- (1) 毎年度の事業計画・予算、事業報告・決算等の報告
- (2) ふれあいまつり等諸行事の案内
- (3) 本会が発行する機関紙およびパンフレット等の配布

(退会)

第6条 会員が、退会届（別紙様式2）を提出したとき、または会費を納入しないときは、退会したものとする。

(除名)

第7条 理事会は、会員が本会の名誉を著しく棄損し、または趣旨・目的に反する行為があったときは、その議決を得て除名することができる。

(施行細則)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、会長が理事会の意見を聞いて別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、議決の日から施行し平成16年10月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、従前の会員規則（昭和58年1月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成29年3月24日 規程第3号）

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

入会申込書

社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会組織構成会員に入会を申し込みます。

令和 年 月 日

社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会

会長 千百松茅子様

住所 _____

団体名 _____

代表者名 _____ 印 _____

組織構成会員入会口数 () 口 _____

(別紙様式2)

退会届

令和 年 月 日

社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会

会長 千百松茅子様

(組織構成会員名) _____

(代表者名) _____ 印

社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会の構成会員を退会します。

(理由)

